

JIS

次亜塩素酸水生成装置

JIS B 8701 : 2023

(FWF/JSA)

令和 5 年 8 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千 葉 光 一	関西学院大学
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.10.20 改正：令和 5.8.21

官 報 掲 載 日：令和 5.8.21

原 案 作 成 者：一般財団法人機能水研究振興財団

(〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-20-8 公益財団法人日本感染症医薬品協会ビル TEL 03-5435-8501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
5 品質及び安全性	3
5.1 生成装置の性能	3
5.2 生成装置の安全性	5
6 生成装置の構造	5
6.1 一般	5
6.2 給水部	6
6.3 電解部	7
6.4 吐水部	7
6.5 制御部	7
6.6 被電解物質供給部	7
6.7 外郭（きょう体）	7
6.8 貯槽式の貯水部	7
7 試験方法	8
7.1 試薬	8
7.2 生成装置の性能試験	8
7.3 生成装置の安全性試験	9
8 検査方法	9
9 こん包及び保管	10
10 表示	10
10.1 一般	10
10.2 本体	10
10.3 取扱説明書	10
附属書 A（規定）生成物の基本性能（pH、有効塩素及び重金属類）の測定方法	12
附属書 B（規定）電極の性能試験方法	17
附属書 C（規定）生成物の基本性能（殺菌性能）の試験方法	21
附属書 D（参考）次亜塩素酸水の残留塩素用発色剤を用いた有効塩素測定法	23
解 説	24

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人機能水研究振興財団（FWF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8701:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

次亜塩素酸水生成装置

Hypochlorous acid water producing apparatus

1 適用範囲

この規格は、塩化物イオンを含む水溶液¹⁾を電気分解することによって、有効塩素を含有する水を生成する定格電圧 250 V 以下の装置（以下、生成装置という。）について規定する。

この規格は、次亜塩素酸水²⁾を生成する装置（以下、次亜塩素酸水生成装置という。）及び水道電解水³⁾を生成する装置（以下、水道電解水生成装置という。）に適用する。ただし、この規格では特定農薬（特定防除資材）⁴⁾を生成する装置及び医用電気機器（JIS T 0601-1 及び JIS T 2004）には適用しない。

注¹⁾ 塩化物イオンを含む水溶液とは、水道水など元々塩化物イオンを含む水又はそれに塩化物イオンを添加したもの。

注²⁾ 塩酸及び／又は塩化ナトリウム水溶液を電気分解することによって得られた水溶液。

注³⁾ 水道水を電気分解することによって得られた水溶液。

注⁴⁾ 農林水産省・環境省 告示第 2 号（平成 26 年 3 月 28 日公布）別紙 2 の次亜塩素酸水。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

JIS C 1102-2 直動式指示電気計器 第 2 部：電流計及び電圧計に対する要求事項

JIS C 9335-1 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

JIS C 9335-2-207 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-207 部：水電解器の個別要求事項

JIS H 4650 チタン及びチタン合金－棒

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0116 発光分光分析通則

JIS K 0121 原子吸光分析通則

JIS K 0133 誘導結合プラズマ質量分析通則

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 8001 試薬試験方法通則

JIS K 8107 エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物（試薬）

JIS K 8150 塩化ナトリウム（試薬）

JIS K 8180 塩酸（試薬）